



公益財団法人  
北海道青少年育成協会

## 目 次

1 令和7年度 事業計画	1
2 北海道青少年育成運動推進指導員	
推進指導員の役割	4
活動予定表	5
設置要領	6
3 地域活動応援事業	
こどもたちに読んでほしい200冊	9
家族ふれあい優待制度	10
講師派遣事業	12
啓発資料一覧	13
4 北海道青少年基金事業	
こども・若者応援交付金	14
こども・若者応援顕彰	15
5 北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業	
元気づくりプロジェクト交付金	16
6 北海道の少年非行の概況	18
参考 [育成協会ホームページ]	20

本道の未来を担うこどもたちが、広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと心豊かに成長することは、道民全ての願いです。

これまで大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくことを明らかにした「こども基本法」を踏まえ、北海道もこども基本条例及びこども計画を令和7年3月に制定・策定したところです。計画は、「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」を基本目標に掲げました。

当協会はその趣旨を踏まえ、社会全体でこどもの成長を支える取組が全道で広がるよう取り組みます。

## 1 青少年育成住民運動の促進

こども・若者が、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現に向けて、地域で活動する関係者・団体を支援し、住民も一体となった取組を促進する。

### (1) 北海道青少年育成運動推進指導員の配置

こども・若者への支援活動や関係団体等の連携を促進するため、各市町村や(総合)振興局に配置する。

### (2) 青少年育成地域合同会議の開催(北海道との共催事業)

青少年育成運動推進指導員や市町村職員等の地域で支援・啓発活動に携わる関係者の相互理解と連携強化を進めるため、北海道と共に振興局毎に開催する。

### (3) こども・若者の成長を応援する市民組織との連携強化

市町村等における活動組織との連携を深め、活性化を支援する。

地域の関係団体とともに意見交換会を開催するなどして、こども・若者を取り巻く課題等についての住民や関係者の理解促進を図る。

## 2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、道民の理解を深め、こどもの健やかな成長を社会全体で応援する環境づくりを進める。

### (1) 北海道青少年育成大会の開催（北海道等との共催）

こどもの成長を社会全体で応援する機運を醸成するため、広く道民の参加を求めて開催する。

- ・開催日等 令和7年8月29日（金）札幌市
- ・主な内容 功労者表彰、講演、「少年の主張」全道大会

## (2) 青少年育成運動活性化研究協議会の開催

こども・若者を取り巻く諸課題について、青少年育成運動推進指導員など関係者の理解を深め、活動が促進されるよう、地域での活動事例の協議等を行う。

- ・開催日等 令和7年11月8日（土） 札幌市
- ・主な内容 講演及び分科会での協議

## (3) 明るい家庭づくり道民運動の推進

こども・若者が幸せに成長できる地域社会を実現する共通認識を醸成するため、「道民家庭の日」の普及など協賛事業者の協力も得て、関係機関や団体とともに啓発活動を推進する。

こども絵画コンクールを開催し、入賞作品を活用したカレンダーを作成・配布した活動を行う。

## (4) 青少年育成関係団体懇談会の開催

道内の青少年育成関係団体が活動状況を相互に理解し、効果的な活動の連携協力について、意見交換や協議を行う。

## (5) 広報活動の推進

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの権利について広く道民の理解を深めることや子どもの育ちを応援する活動などについて、様々な媒体を活用した情報発信に取り組む。

また、地域全体でこどもを応援していくよう、地域の講習会等に講師を派遣し、こどもを取り巻く課題や「こどもまんなか社会」の趣旨等の周知を図る。

## 3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

こども・若者が自立した個人として成長できるよう、地域における様々な体験活動を支援し、社会参加を促進する。

### (1) 北海道青少年基金事業

こども・若者の体験活動やボランティア活動などの社会参加を促進するため、北海道青少年基金を活用して、交付金の交付や顕彰を行う。

また、広く道民に募金を呼びかけ、基金の拡充に努める。

ア こども・若者応援交付金

こどもたちが参加する自主的な活動を支援するための交付金を交付

イ こども・若者応援顕彰

優れた活動を開催する団体（個人）を顕彰し、事業の拡充等を支援するため、活動支援金を交付

## (2) 北海道青年活動元気づくりプロジェクトの推進

若者が地域の担い手として自立・成長することを応援するため、地域の課題等を踏まえた若者による自主的な活動を支援する。

### ア 地域活動支援事業

若者の主体的な活動に助成する。

### イ 地域活動基盤づくり事業

若者の地域活動を支援するため、セミナー等を開催して若者の地域を越えた交流と連携を進める。

## (3) 「こどもたちに読んでほしい200冊」の選定・推奨

関係団体の協力を得て良書を選定し、啓発ポスター等を学校や図書館に配付して、子どもの読書を応援する。

## 4 その他法人の目的を達成するために必要な事項

### (1) 賛助会員の確保

長期的に安定したこども・若者の支援を行うため、個人・企業・団体の賛助会員を募集し、自主財源の確保に努める。

### (2) 関係機関・団体との連携の強化

こども・若者を取り巻く環境の整備、非行や犯罪の防止、犯罪被害からこども・若者を守る活動などについて、関係機関や団体と連携して取り組む。

### (3) 法人の適正な運営

理事会、評議員会、基金管理運営委員会等の議論を踏まえ、法人の適正な運営を図る。

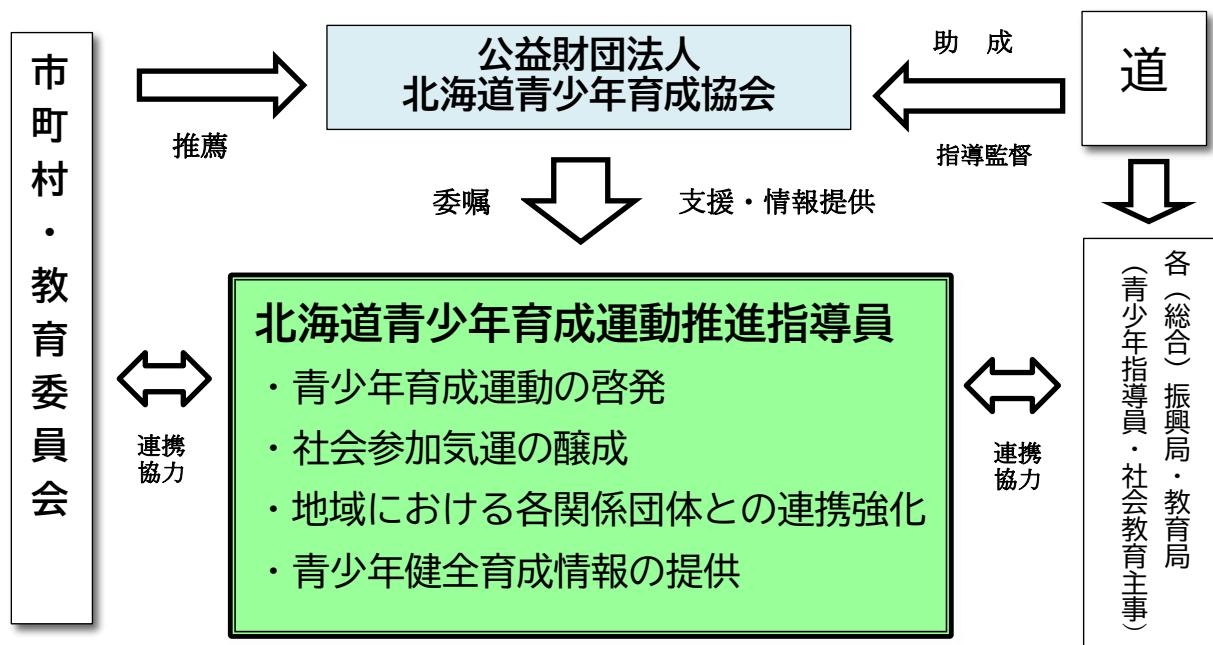
# 02

## 北海道青少年育成運動推進指導員

### 推進指導員の役割

青少年育成運動推進指導員は、地域における青少年育成運動の中心的な担い手で、原則として市町村毎に1名ずつ配置されています。推進指導員は、各市町村の推薦を受け、青少年育成協会が委嘱します。

#### 推進指導員の関係図



#### 活動例

所属する団体や関係団体と連携して行う

- 連携：市民組織、教育委員会、警察、町内会、子ども会、学校、学校地域運営協議会、NPO法人、補導員会、少年団など
- 体験：自然体験、スポーツ体験、文化体験、ボランティア活動などの企画・運営協力
- 啓発：社明運動への参加、育成だより・校外生活のきまりの発行、標語の募集など
- 安全・安心：防犯パトロール、見守り活動、挨拶運動などへの参加、子ども食堂
- 資質向上：研修会・講演会へ参加



かるた大会（余市町）



あいさつ運動（砂川市）



クリスマスカードづくり（寿都町）

## 令和7年度 活動予定表

年月	推進指導員の活動・参加会議など
R7 4月	<p>■青少年育成活動に係る活動保険に加入（4月2日より保険適用）  <u>※任期途中に変更した者は、隨時、加入手続を行う</u></p>
5月 ～ 6月	<p>■青少年育成地域合同会議参加      ■管内地区青少年育成運動推進指導員会総会参加（合同会議と同日開催）      ◎<u>推進指導員活動費（年額 6,000 円）支給</u>      ◎<u>推進指導員への交通費支給</u></p>
6・7月	<p>■「少年主張」地区大会への参加      (各(総合)振興局等において、14地区で開催)</p>
8月	<p>■北海道青少年育成大会（「少年の主張」全道大会）参加      (於 札幌市／8月29日(金))  <u>※推進指導員への旅費支給なし</u></p>
11月	<p>■青少年育成運動活性化研究協議会 参加（オンライン併用）      (於 札幌市／11月8日(土))      ※推進指導員全体の3分の1程度が参加（任期中に1度の参加を目安）  <u>◎推進指導員への旅費支給あり</u></p>
12月	<p>■推進指導員推薦書の提出依頼通知 [メール]      (各振興局及び市町村へ依頼)      ■推進指導員活動実績報告書の提出依頼通知 [メール]      (各振興局及び市町村を経由し、推進指導員へ依頼)</p>
R8 1月	<p>■各地区推進指導員会活動費精算書の提出依頼通知 [メール]      (各指導員会の経理担当者に依頼)      締切：令和8年 2月27日 (金)</p>
3月	<p>■推進指導員推薦書の提出 [郵送]      (当該振興局を経由し提出)      締切：令和8年 3月19日 (木)      ■推進指導員活動実績報告書の提出 [電子申請]      (市区町村推進指導員は、当該市町村を経由し提出)      (青年代表は、当該振興局を経由し提出)      締切：令和8年 3月19日 (木)</p>
備 考	<p>■青少年育成地域懇話会への参加      [開催地] 美幌町（才ホーツク）、音更町（十勝）</p>

# 北海道青少年育成運動推進指導員設置要領

公益財団法人北海道青少年育成協会

## 1 目的

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、すべての道民の願いです。公益財団法人北海道青少年育成協会（以下「育成協」という。）は、本道における青少年育成運動が、行政との有機的連携のもとに、地域が一体となって全道一円で展開されるよう、その中核的推進者として、北海道総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）・北海道教育庁教育局・市区町村にそれぞれ北海道青少年育成運動推進指導員（以下「推進指導員」という。）を設置します。

## 2 設置定員

推進指導員は、次の定員に基づき設置します。

総合振興局等（青少年指導員）、教育局（社会教育主事）及び総合振興局等管内青年代表は各1名。札幌市は10名（各区1名）、旭川市・函館市は各3名、小樽市・苫小牧市・帯広市・釧路市は各2名、その他の市及び町村は各1名。

## 3 活動区域

総合振興局等及び教育局在勤、並びに青年代表の推進指導員の活動区域は当該総合振興局等管内とし、市区町村の推進指導員の活動区域は、本人の居住する市町村（札幌市にあっては区）内とします。

## 4 委嘱

(1) 推進指導員は、総合振興局等の長（以下「総合振興局長等」という。）、教育局長及び市区町村長から推薦のあった者について、育成協会長が委嘱します。

市町村長は、推進指導員の推薦に当たって、当該市町村教育委員会と協議し、次の各号のいずれかに該当する適任者を選考してください。

① 青少年育成市町村民会議、青少年育成協議会等の役員、又は青少年育成に関わりのある団体（子ども会育成会、P T A、青年団体、女性団体、町内会、自治会、社会福祉関係団体、防犯団体、暴力追放団体、生徒指導関係団体、N P O団体など）に所属し、青少年育成活動に携わっている者。

② 市町村における青少年の育成に関する委員の職にある者。

（例えは、社会教育委員、青少年問題協議会委員など）

③ 当該市町村を中心として、青少年活動を行っている者。

④ 全日本青少年育成アドバイザー連合会が主催する「青少年育成アドバイザー」として認定され、市町村において活動を行っている者。

⑤ 市町村の青少年行政で、青少年育成に関する指導を担当している職員。

## (2) 委嘱の要件

委嘱時において、年齢が72歳以下であること。

## (3) 推薦の手続き

育成協会長は、総合振興局長等、教育局長及び市区町村長に候補者の推薦を依頼します。依頼を受けた各長は、適任者を選考し、別記第1号様式により、総合振興局等を経由して育成協会長へ推進指導員候補者を推薦してください。

## (4) 委嘱期間

- ① 推進指導員の委嘱期間は3か年とします。再選は妨げません。
- ② 任期中に、推進指導員の変更を必要とする事態が生じた場合、該当する総合振興局長等、教育局長及び市区町村長は後任候補者の推薦を行うものとします。この場合、新たに委嘱された推進指導員の委嘱期間（任期）は、前任者の残任期間とします。

## (5) 身分証明書

推進指導員に対し、身分証明書を交付します。

## 5 推進指導員の役割

### (1) 総合振興局等及び教育局在勤並びに青年代表の推進指導員

- ① 市町村推進指導員相互の連絡調整、関係行政機関と市町村民会議等との連携、青少年育成に関する研修等の指導助言を行い、市町村における青少年育成運動の充実に努めるものとします。また、青少年育成に必要な環境や条件の整備について、関係機関団体に対し働きかけを行うものとします。
- ② 総合振興局等管内における青少年団体（グループ、サークル含む）の、自主的な活動を支援するため、団体相互が連携できるよう努めるものとします。
- ③ 管内市町村の推進指導員等に、関係機関等からの情報を提供するものとします。

### (2) 市区町村の青少年育成運動推進指導員

- ① 地域の人々に対し、青少年育成の必要性について啓発し、あわせて社会参加の気運を高めるものとします。
- ② 青少年育成運動の総合推進組織（青少年育成市町村民会議等）の結成に努めるとともに、その運営に協力するものとします。
- ③ 青少年育成運動の充実強化を図るため、育成協会ほか関係機関等からの情報を関係者等に提供するものとします。
- ④ 市町村が行う青少年育成に係る事業に協力するものとします。

## 6 活動費

推進指導員には、活動費として年額6,000円を支給します。

なお、任期中に推進指導員の変更があった場合は、委嘱期間に応じ月割にした活動費を支給します。

## **7 活動の支援等**

- (1) 推進指導員の活動に資するため、年1回、総合振興局等ごとに研修を兼ねて青少年育成地域合同会議を開催します。  
また、同じく年1回、研修の場として青少年育成運動活性化研究協議会を開催します。  
この2つの会議の出席に要する経費については育成協が負担します。
- (2) 安心して活動を行っていただくため、推進指導員会を加入者として事故等を補償する活動保険に加入します。
- (3) 各地区の青少年育成運動推進指導員会等の活動について支援します。
- (4) 各種研修会への参加を奨励します。

## **8 資料の提供**

適宜指導資料等を提供します。

## **9 実績・報告等**

推進指導員は、別記第2号様式による活動実績報告書を翌年3月20日までに、育成協会長にメールにより提出（市区町村の推進指導員は当該市区町村、青年代表の推進指導員は（総合）振興局等を経由）してください。

また、各地区の青少年育成運動推進指導員会等は、別記第3号様式による精算書を翌年2月末日までに、育成協会長にメールにより提出してください。

# 03

## 地域活動応援事業

### こどもたちに読んでほしい200冊

当協会では、青少年が強く美しい心を持ち健やかに成長することを願い、昭和45年から「北海道青少年のための200冊」を選定し、目録やポスター等を全道の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校や図書館、その他関係団体等に配布するなど、良書の情報提供に努めています。（令和7年度より「こどもたちに読んでほしい200冊」に改称）

#### 優良図書の選定方法

北海道学校図書館協会、北海道読書推進運動協議会にご協力をいただき、毎月4月に選定委員会を開催しています。

幼児、小学生1~2年、3~4年、5~6年、中学生、高校生及び青年の区別別に、合計200冊を選定しています。



#### 選定の柱と留意点

##### 選定の柱 次の五つのねらいを柱として選定しています。

- 何ものにもくじけない、強じんな開拓精神を育てるために。
- 人間の幸せに貢献する科学に尽くそうとする心を育てるために。
- 平和を愛し、幸福な社会をつくろうとする心を育てるために。
- 人間の尊さを守ろうとする心を育てるために。
- 想像力を広げ、豊かな情操を育てるために。



##### 選定の留意点

- 北海道の地域性に立つ選定をする。      ● 児童生徒の発達段階を充分考慮する。
- 本道の書店で購入可能なものとする。      ● 価格はなるべく求めやすいものとする。

#### 各地域での活用方法など

- 市町村の図書館で200冊コーナーを設け図書を紹介
- 幼稚園、小・中・高等学校の夏、冬休み推薦図書資料として活用
- 図書購入時の参考資料や、読書感想文の課題図書選定資料として活用 など

#### 企業等とのキャンペーン活動

- こどもたちに直接本をプレゼントする「どさんこ読書応援キャンペーン！」を実施
- 北海道日本ハムファイターズと連携（読書促進全道キャンペーン「グラブを本に持ちかえて」）

# 家族ふれあい優待制度

## 1 趣 旨

近年、青少年を取り巻く環境はいじめや不登校、児童虐待など極めて憂慮すべき状況にあります、その背景のひとつには、家庭を取り巻く地域社会の人間関係が希薄化し、家庭内でも心のふれあう場が少なくなっていることが指摘されています。

家庭は、家族の温かい人間関係を通して、子ども達が基本的な規範意識や生活習慣を学ぶ場であり、人間形成の出発点ともなるもので、社会全体が青少年育成の上で、家庭が果たす役割の重要性について再認識することが必要です。

このため当協会では、平成12年7月、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部と一体となって「明るい家庭づくり道民運動」を推進することとし、その一環として「毎月第3日曜日」を「道民家庭の日」と定め、普及をはかっています。

平成14年度には、運動の一層の促進をはかるため、家族ふれあいキャンペーン特別事業を実施し、この一環として、平成14年6月16日からホテル・旅館、飲食業界及び文化・レジャー施設など民間企業等の格別のご支援とご協力により「家族ふれあい優待制度」をスタートしました。「道民家庭の日」を契機に家族そろっての食事、文化活動、旅行、スポーツ等を通じて家族のふれあいを深め、「明るい家庭づくり道民運動」を推進しています。

## 2 開始時期

平成14年6月から

## 3 仕組み

### (1) 育成協会が行うこと

ア 協会は、ホテル・旅館、飲食店、博物館・水族館・美術館、テーマパーク・レジャー施設、道の駅、ボウリング場などに対して、※毎月第3日曜日に来店、又は来場した18歳未満の子ども連れの家族に、当該施設等が割引料金や付加サービス（記念品等の配布など）を提供していただくことについて依頼します。

※ 優待日は、毎週第3土日曜日、毎週日曜日、営業日の施設もあります。

イ 協賛の了承が得られた場合、協賛店・施設名及び割引・サービスの内容などをホームページに掲載するとともに、リーフレットを作成し、市町村をはじめ、青少年施設、地域子育て支援センターなど関係機関・団体に配布します。

ウ ホームページに特設欄を設け、最新情報を提供するとともに、優待券をダウンロードできるようにします。

エ 協会発行の機関誌「育む」に関係記事を掲載します。

オ 生活情報誌などの協力により関連記事を掲載し、周知するとともに、ウェブサイトのインターネット広告に関係記事を掲載し、広報啓発に努めます。

カ 関係団体等が開催する各種大会・研修会でリーフレット等を配布します。

キ 北海道をはじめ関係機関・団体の広報誌などを通じ、制度の周知を依頼します。

ク 各種団体等と提携し広報活動を推進します。

## (2) 協賛店・施設等にお願いすること

ア 18歳未満の子どもづれ家族が各協賛店・施設に来場し、「家族ふれあい優待券」(コピーも可)の提出、又は「家族ふれあい優待制度」利用の申し出があった際は、料金等の割引、又は付加サービスを提供いただくこと

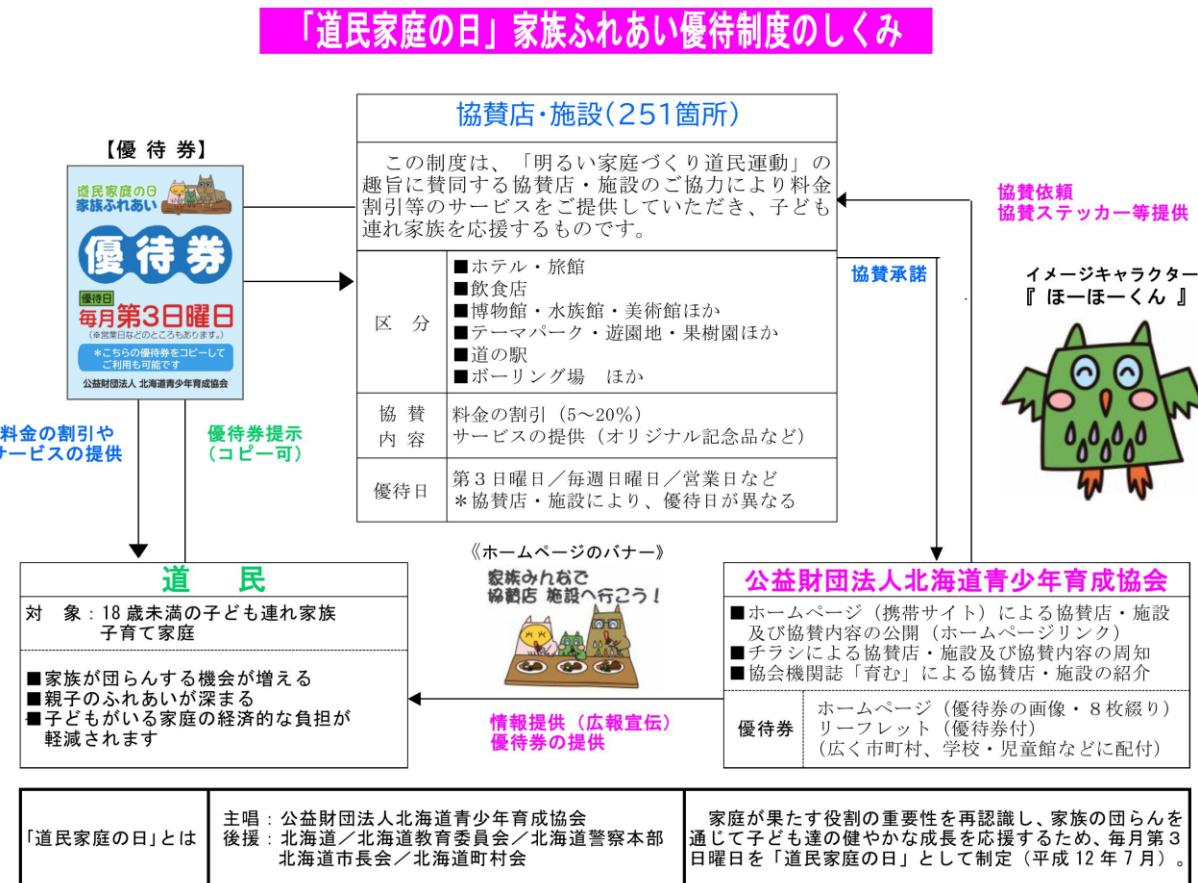
イ 「道民家庭の日」のポスター・ステッカー、ミニのぼりを店頭などに掲示いただくこと

ウ 協賛店・施設等には、希望により「道民家庭の日」のイメージキャラクターの画像や版下を提供しますので、ホームページや印刷物などへ掲載いただくこと

## 4 「道民家庭の日」特設ホームページ開設

「道民家庭の日」の理解と関心を深めるため、協会のホームページに「道民家庭の日」ページを開設していますので、ご覧ください。

ホームページ <http://www.ikuseikyo.jp>



## 講師派遣事業

当協会では、北海道（総合）振興局・市町村・青少年育成団体などが地域で開催する、各種研修会などに、講師を派遣する事業を実施しています。

青少年育成に関する地域活動の現状・課題などに関するお話を聞きたい！という場合には、お気軽にご活用ください。

### 講 師

公益財団法人北海道青少年育成協会 専門指導員

### 講話題

ご相談のうえ、決定します。

#### 【例】

- 青少年健全育成の現状と課題
- 子供を地域で守り育てるために
- 子供たちの安全・安心は居場所づくりから
- SNSに夢中になる子供たちの現状と課題
- 体験活動が子供たちを育む！ など



### 謝金・交通費

不 要（当協会が負担）

### 参加人数

一般参加者、青少年育成関係者などを対象とした研修会等で15名程度から。

### 申込方法

当協会ホームページの電子申請ページより「講演依頼申込書」をダウンロードし必要事項を記入の上、お申し込みください。

### その他

- ・詳細については、電話でご相談ください。
- ・1回当たりの講話時間は、質疑応答も含めて60分程度を目安としてください。
- ・日程によっては、ご希望にそえない場合もあります。

### 問い合わせ先

公益財団法人北海道青少年育成協会 事業グループ

TEL : 011-231-6451 FAX : 011-231-6457

メール : youth@ikuseikyo.jp

# 啓発資料一覧

北海道の子ども達が健やかに成長することを応援するため、行事やイベントなど用途に合わせた啓発資料を作成・提供しています。

啓発資料の送付を希望される場合は、当協会ホームページの電子申請より、お申し込みください。

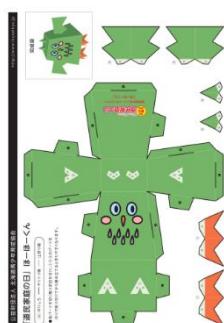
**自由帳**  
(B5版 32ページ)



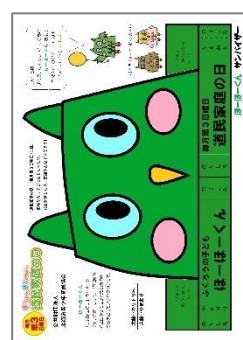
**ポケットティッシュ**  
(再生紙/8枚入り)



**ペーパークラフト**  
(A4版)



**サンバイザー**  
(A4版)



**シール**  
(A6版)



**風船**  
(カラー全8色/棒付)



**ポスター**  
(A2版)



**クリアファイル**  
(A4版)



\*啓発資料は数に限りがありますので、ご希望にそえない場合もあります。

\*啓発資料のデザインは、変更する場合があります。

\*送料は、当協会で負担いたします。



# 子ども・若者応援交付金 令和7年度 申請募集中

北海道青少年育成協会では、北海道の未来を築く子ども・若者の

主体的な社会参加による地域づくりを目的に、

昭和53年に北海道青少年基金を創設しました。

この目的に賛同してくださる皆様からの寄付金を積み立て、得られた利子を活用し、  
子ども・若者のために体験活動を実施する団体の活動を応援しています。

## 交付要綱（概要）

### 対象となる団体

\*「交付の手引き」P4を参照

道内のかどものために自主的活動を進めている団体

- ・役員・スタッフが5名以上であること。
- ・活動を2年以上継続していること。
- ・3回を超えて交付を受けていないこと。  
ただし、3回目の交付を受けてから、3年を経過した場合は除外します。

### 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月15日

### 交付金額 交付対象経費を拡大!

\*「交付の手引き」P8.9を参照

- ・交付対象経費が10万円以上15万円未満の事業  
5万円以内
- ・交付対象経費が15万円以上の事業  
7万5千円以内

### 交付団体の予定数

昨年より10団体増加!

40～50団体

### 申請の締切

令和7年6月30日(月) \*期限厳守

### 申請の方法 団体から当協会へ直接申請する方法に変更!

専用フォームより電子申請（郵送可）

当協会ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、添付資料を添付して申請。



（「交付の手引き」もコチラ）

<http://www.ikuseikyo.jp/fund/kikin-top.html>

### 交付団体・交付額の決定

基金管理運営委員会の意見を聞いて、予算の範囲内で交付団体及び交付額を決定します。

### 実績報告書の提出

事業終了後30日以内または

3月31日のいずれか早い時期 \*期限厳守

### 注意事項

- ・申請ができる事業は、1団体につき1事業です。
- ・スポーツ・ダンス・音楽等を主とした団体の日頃の通常練習は交付対象となりません。
- ・対象となる活動例は「交付の手引き」P7を参照
- ・地域のこどもが参加しやすいように工夫して募集を行いましょう。
- ・期日までに実績報告書等が提出されなかった場合、交付金の返還の対象となる場合があります。

## スケジュール

募集

6月30日  
締切

選考

決定

交付

実績報告  
提出

4月～6月

8月上旬

8月中旬

3月

\*注意事項参照

# 令和7年度 こども・若者応援顕彰 活動支援金交付制度創設 推薦募集

道内でこども・若者の自主的活動や支援活動に取り組む  
個人・団体を顕彰します。

最大3年間  
活動支援金  
交 付



## こども・若者の活動

35歳以下の方

35歳以下の方で構成される団体  
(個人：1名 団体：1件)

## こども・若者への支援活動

年齢不問

こども・若者を支援する方や団体  
(個人：1名 団体：1件)

## 団体への活動支援金

活動支援金：最大延べ30万円

## 個人への活動支援金

活動支援金：最大延べ10万円

この活動支援金は、最大3年間交付受けることができます。

**推薦締切 6月30日(月)**

市町村長が、所轄の教育委員会、市町村民会議等の関係団体等と協議のうえ、推薦してください。

当協会ホームページの専用フォームより推薦を受け付けています。

受賞者は  
北海道青少年育成大会  
(8/29・札幌市)で表彰  
(旅費を支給します。)



地域のこども・若者を  
応援しましょう。

公益財団法人北海道青少年育成協会 (電話:011-231-6451)  
応募方法はホームページをご覧ください。  
URL <http://www.ikuseikyo.jp/fund/kikin-top.html>



# 若者のやりたい! してみたい!を応援します

– 若者のチカラを地域のチカラに –



## 北海道青年活動 元気づくりプロジェクト 事業募集中!

### 交付金額

1事業  
上限 **15** 万円

### 募集締切

令和7年  
6月13日(金)

地域のもっと  
元気にしたい

活動に興味がある  
活動の場を広げたい

若者同士の  
ネットワークを  
広げたい

### 【交付金概要】

○交付金額 上限15万円

○応募資格

- ・10~30代で構成されている若者団体であること  
(一部支援者はのぞきます)
- ・若者が団体の代表であること

○対象事業 地域を**活性化**し、地域の**元気**を生み出す活動

\*詳しくは、裏面のQRコードからご確認ください。

## 【事業の応募・交付金の流れ】

### 事業の募集

団体で事業の内容・予算を計画する。

### 事業計画書 提出

提出に必要な書類は、下段のQRコードよりご確認ください。

募集締切 令和7年 6月13日(金)

### 第1次審査 [書類審査]

応募資格・対象活動などを審査します。  
審査後、速やかに結果をお知らせします。

### 第2次審査 [プレゼン]

オンラインで事業のプレゼンを行っていただきます。  
\*事前に発表準備をお願いします。

### 第2次審査 結果通知

審査後、速やかに結果をお知らせします。  
\*当協会HPにも、結果を掲載します

### 交付金の 申請・決定

交付金の申請手続きをしていただいた後、  
交付金額を決定します。

\*資金がない場合、概算払の申請が可能です。

### 事業スタート

事業の様子を写真などで記録してください。

### 実績報告書 提出

事業終了後、60日以内、又は令和8年3月20日までに提出してください。

\*必要な書類は、QRコードよりご確認ください。

### 交付金精算

### 事業完了

詳細はこちらを  
ご覧ください ➡



## ◎ 非行少年等の状況

令和6年中の非行少年は1,586人で、前年に比べ211人(15.3%)増加した。刑法犯少年は1,334人で172人(14.8%)増加、特別法犯少年は252人で42人(20.0%)増加した。

飲酒、喫煙、深夜はいかい等で補導された不良行為少年は12,984人で、前年に比べ441人(3.5%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は28.4%で、前年に比べ0.4ポイント増加した。

		非 行 少 年								不 良 行 為 少 年	
		刑 法 犯		特 別 法 犯		ぐ犯 少 年					
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年						
総数	6年	1,586	1,334	959	375	252	213	39		12,984	
	5年	1,375	1,162	829	333	210	186	24	3	12,543	
	増減 (%)	211 (15.3)	172 (14.8)	130 (15.7)	42 (12.6)	42 (20.0)	27 (14.5)	15 (62.5)	-3 (-100.0)	441 (3.5)	
うち 女子	6年	267	229	133	96	38	29	9		2,991	
	5年	262	227	147	80	33	28	5	2	3,125	
	増減 (%)	5 (1.9)	2 (0.9)	-14 (-9.5)	16 (20.0)	5 (15.2)	1 (3.6)	4 (80.0)	-134 (-100.0)	-134 (-4.3)	

## ○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が688人(51.6%)で、このうち万引きが457人(66.4%)と最も多い。

		総 数							不 良 行 為 少 年
		凶 惡 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯		知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他 の 刑 法 犯	
うち 万引き									
6年	1,334	39	286	688	457	24	67	230	
5年	1,162	29	285	607	374	24	39	178	
増減 (%)	172 (14.8)	10 (34.5)	1 (0.4)	81 (13.3)	83 (22.2)	0 (0.0)	28 (71.8)	52 (29.2)	

## ○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が444人(33.3%)、中学生が309人(23.2%)、小学生が225人(16.9%)であった。

		総 数							不 良 行 炃 少 年
		未就学	児童・生徒・学生				有職 少 年	無職 少 年	
うち 万引き									
6年	1,334		1,052	225	309	444	74	200	82
5年	1,162		886	191	246	398	51	175	101
増減 (%)	172 (14.8)		166 (18.7)	34 (17.8)	63 (25.6)	46 (11.6)	23 (45.1)	25 (14.3)	-19 (-18.8)

○薬物乱用少年（学職別）

学職別では、有職少年が35人（53.0%）と最も多い。

\	総 数	未就学	児童・生徒・学生				有職 少年	無職 少年
			小学生	中学生	高校生	その他学生		
6年	66		20	2	12	6	35	11
5年	68		22	4	11	7	36	10
増減 (%)	-2 (-2.9)		-2 (-9.1)	(-50.0)	(9.1)	(-14.3)	(-2.8)	(10.0)

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、

「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

○少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は279人で、前年に比べ55人(24.6%)増加した。

\	総 数	児童 福 祉 法	児童買春・ 児童ポルノ 禁 止 法	育成 条 例	風俗営業 適正化法	売春 防 止 法	その他	
6年	279	3	121	54	5	0	96	
5年	224	4	106	90	3	0	21	
増減 (%)	55 (24.6)	-1 (-25.0)	15 (14.2)	-36 (-40.0)	2 (66.7)	0	75 (357.1)	

○福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が106人（33.3%）と最も多い。

\	総 数	児童 福 祉 法	児童買春・ 児童ポルノ 禁 止 法	育成 条 例	風俗営業 適正化法	売春 防 止 法	その他	
6年	318	4	106	60	7	0	141	
5年	220	4	95	84	6	2	29	
増減 (%)	98 (44.5)	0 (0.0)	11 (11.6)	-24 (-28.6)	1 (16.7)	-2 (-100.0)	112 (386.2)	

○福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生192人（60.4%）、中学生81人（25.5%）、有職少年16人（5.0%）であった。

\	総 数	未就学	児童・生徒・学生				有職 少年	無職 少年
			小学生	中学生	高校生	その他学生		
6年	318	3	289	5	81	192	11	16
5年	220	2	199	12	72	110	5	6
増減 (%)	98 (44.5)	1 (50.0)	90 (45.2)	-7 (-58.3)	9 (12.5)	82 (74.5)	6 (120.0)	10 (166.7)
								-3 (-23.1)



青少年は地域から育む。

子どもたちの健やかな成長を応援します。

### 新着情報



令和7年度 年間スケジュール（2025.4.1現在）



2025.04.21 令和7年度「こどもたちに読んでほしい200冊」が決定しました

2025.04.18 第22回「日本の次世代リーダー養成塾」北海道派遣生を募集しています（北海道HP）

2025.04.01 令和7年度 年間スケジュールを公開しました



北海道青少年育成大会  
少年の主張全道大会



青少年のための200冊  
道内の先生  
おすすめの本



北海道青少年基金  
青少年基金募金  
にご協力を



賛助会員 募集中  
青少年育成の  
サポーターに



「道民家庭の日」  
家族みんなで  
団らんする日



家族ふれあい優待制度  
協賛店を検索！  
特典満載！



育成協会 機関誌  
当協会の活動  
などを掲載



電子申請等  
当協会への  
提出はこちら

当協会への電子申請・提出物はこちら





HP



LINE

## 令和7年度 活動の手引き

発行／(公財)北海道青少年育成協会  
060-0005  
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23  
第二道通ビル6階  
TEL 011-231-6451  
FAX 011-231-6457  
MAIL [youth@ikuseikyo.jp](mailto:youth@ikuseikyo.jp)